

岩手県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
花城薬局	花巻市花城町3番19号	平成22年11月1日
ほしがおか・花城薬局	花巻市星が丘一丁目8番20号	〃
産婦人科おいなお医院	奥州市江刺区岩谷堂字小境11番地	平成22年11月4日